

橋本市規則第 42 号

橋本市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 9 月 9 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市職員の旅費に関する条例施行規則(令和7年橋本市規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第2号および様式第3号を次のように改める。



## 旅費(精算)請求書

出張者 (請求者)	所属名				
	氏名				
出張期間	出発日時				
	帰着日時				
出張先	名称				
	住所・所在地				
用務(目的)					
移動方法					
会計科目					
		精算額(A)	概算額(B)	請求額(A-B)	
鉄道賃		円	円	円	
船賃		円	円	円	
航空賃		円	円	円	
その他交通費 (バス・タクシー等)		円	円	円	
宿泊費		円	円	円	
包括宿泊費		円	円	円	
宿泊手当		円	円	円	
その他旅費 (転居費・旅航雑費等)		円	円	円	
合計		円	円	円	
備考	上記金額の根拠となる資料を添付すること。				
支払先内訳	業者支払い	円			
	本人支払い	円			

上記のとおり領収しました。

氏名

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。